

条 例 見 直 し 調 書

作 成 年 度

平成 20 年度

条 例 名	市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例		
条 例 番 号	昭和 31 年神奈川県条例第 35 号	法 規 集	第 14 編第 2 章第 5 節
所 管 部 局 室 課	総務部人事課		
条 例 の 概 要	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 43 条第 3 項の規定に基づき、市町村立学校職員給与負担法第 1 条及び第 2 条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の意に反する休職及び降給の理由、県費負担教職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果並びに県費負担教職員の失職の例外について定めている。</p>		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、地方公務員法第 27 条第 2 項並びに第 28 条第 3 項及び第 4 項の規定において都道府県の条例で定めるとされている県費負担教職員の意に反する休職及び降給の理由等に関し規定するものであり、必要な条例である。	
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、県費負担教職員の意に反する休職及び降給の理由等に関し、必要な事項を定めたものとして、現行の内容で有効に機能している。	
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、県費負担教職員の意に反する休職及び降給の理由等に関し、必要な事項を限定的に定めたものであり、効率的である。	
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、県費負担教職員の意に反する休職及び降給の理由等について定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、県費負担教職員の意に反する休職及び降給の理由等に関し、必要な事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触するものではない。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の適用上、特段課題は見受けられない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>